

2 憑きもの再論

岡田 靖雄

まえに「狐憑き研究史」（日本医史学雑誌、第二九卷第四号、一九八三年）をかいたとき、狐憑きの「持ち筋」地帯における特徴にはどんなものがあるか、との問題を提起しながら、ここではこれに充分にこたえることはなかった。今回南博編『近代庶民生活誌②病氣・衛生』（三一書房・東京、一九九五年）の編集への協力を酒井シヅさんにもとめられて、ともに編集にあたった。ここには憑きもの関係では、一八九七年に吳秀三に主として広島県下の医師からよせられた報告（これから「吳文書」という）および、従来無視あるいは軽視されてきた島村俊一による島根県の現地報告（一八九二―一九三年）、荒木蒼太郎による徳島県の現地報告（一九〇〇年）、おなじく荒木による一論文（同年）をおさめた。校正しながら、「やっぱりちがうな」

との感じがつよまってきた。非持ち筋地帯での事例とどのようにちがうのか、説明しようとしたのが今回の報告である。

東京脳病院長であった後藤省吾の「憑依妄想二就テ」（一九〇八年）によれば、四八例のうち、ついたのは狐二二、狐および他動物四、狐および神仏魔の類い六、他動物六、神仏一〇で、動物憑きが三八例（狐二六例）となる。つまり、当時の東京でも憑きものは圧倒的に動物憑きであった。わたしが調査した限りで、維新後の医学的憑きもの報告で最初のものは、高知県からの江澤圭磨「犬神附或ハ狸神附ノ説」（一八七九年）である。事例は五歳一か月の子で、その老婆が犬神持ちとされる隣家に遊びにいつて悪感戦慄がおこり、帰宅後臥床した。往診すると、その老婆にた言語動作をしているので、といったすと、茄子がたくさんなっているのにくれてもいいじやないか、自分は隣家主人の母だ、など、こたえた。父がかえってきて、その子をおどしつけると、隣家にはしつていつて地にたおれ、約二四時間で平生に復した、とある。「犬神附」とされるこの事例で、老婆が犬神持ちで

あるほかには、犬神の姿はでていない。女子が呈する状態は、老婆の生き霊がついたとするほうが理解しやすい。また病態の持続は二四時間とみじかく、その経過は発作というべきものである。

そこで、一九〇二年までの資料によつて、持ち筋地帯と推察される地域(甲地)および持ち筋地帯でないと推察される地域(乙地)からの動物憑き事例をえらんで比較検討し、いくつかの事項については統計学的検定(カイ二乗法)もおこなつた。甲地事例は、江澤報告の一例、島村報告の一六例、伊藤隼三報告(米子、一八八四年)の一例、吳文書からの一〇例、荒木報告からの二〇例、計四八例である。乙地事例は、若杉喜三郎報告(新潟県、一八九一年)の一例、東京帝国大学医科大学精神病学教室教室員による「精神病者実験記事」(一八九〇—一九六年)からの一例、神俣報告(東京府巢鴨病院、一八九三年からの一二例)、荒木報告からの三例、門脇眞枝(東京府巢鴨病院)の『狐憑病新論』(博文館・東京、一九〇二年)からの一九例、計四六例である。諸論文で憑きもの例とされていても不適切な何例かはのぞいた。

甲地で女は三三例、乙地で二四例で、甲地で女がおおいが、有意差はない。「こういう物がほしくてきた」、「こんな怨みからきた」などというのが甲地で三一例、乙地で一例で、有意差がある。自分の内部に人狐などがはいつたとするのが甲地で一例で、乙地では一六例で有意差がある。ついたりされる動物のようにふるまう変身妄想は、甲地で二例、乙地で六例で、いずれでもおおいものではない。ついたりものが複数であるのは甲地で二例、乙地で五例。憑きもの状態の持続期間にはつきりした差はない。憑きもの状態の精神症状が、憑きもの症状にかぎられる純粹型というべきものは甲地で一四例で、乙地ではない。それがかなり複雑なものは、甲地で二〇例、乙地で三三例で有意差がある。かなりおもしろい身体疾患があつてむしろ症状精神疾患とすべきものは甲地で一〇例あつたが、乙地ではない(うち甲地での一例は本来の精神症状をかいていて、身体疾患を憑きものによると解釈しているもの)。

(精神科医療史研究会)